

【別紙】くじ抽選の方法について

会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者が 2 者以上いる場合は、次の方法によりくじ（抽選）で落札者を決定する。

1 入札書の「くじ番号」欄に任意の値を記入

くじを行う場合に備え、入札書の「くじ番号」欄にあらかじめ任意の数字「000～999」を記入する。

なお、当該入札書のうち、くじ番号に記載がない者があるときは、当該入札に関係のない職員が、「くじ番号」用のくじ（0～9）を用いて、百の位、十の位、一の位の順で、引いた番号を記載するものとする。

2 くじの手順

（1）鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録されている業者コードの小さいものから順に「抽選番号」（0、1、2、3、・・・）を付与する。

例）対象となる者が 2 者の場合：付ける番号は 0、1

対象となる者が 3 者の場合：つける番号は 0、1、2

（2）入札書（失格者が提出したものを除く。）に記載された 3 桁の「くじ番号」を合計する。

（3）（2）により合計した数値をくじ引きの対象となる入札参加者の数で割り、余りを求める。

割り切れた場合は 0 とする。

（4）（1）により付けた番号と（3）により算出された余りが一致した者を落札者とする。

例)

入札 参加者	任意の くじ番号	業者コード	抽選番号 (くじ引きの対象となる入札参加者に付す番号)		
			パターン 1	パターン 2	パターン 3
A	0 1 2	0 0 0 1 8	0		
B	1 2 3	0 0 0 5 5	1	0	
C	1 0 2	0 0 1 2 0	2	1	0
D	3 2 4	0 1 1 0 0	3	2	1
E	3 5 4	0 4 7 9 0	4	3	
合計	9 1 5		A、B、C、 D、E の 5 者 がくじ引きの 対象となった 場合	B、C、 D、E の 4 者がくじ引 きの対象と なった場合	C、D の 2 者がくじ引 きの対象と なった場合

＜失格者がいない場合＞

パターン 1：(0 1 2 + 1 2 3 + 1 0 2 + 3 2 4 + 3 5 4) ÷ 5 = 1 8 3 余り 0 → A が落札

パターン 2：(0 1 2 + 1 2 3 + 1 0 2 + 3 2 4 + 3 5 4) ÷ 4 = 2 2 8 余り 3 → E が落札

パターン 3：(0 1 2 + 1 2 3 + 1 0 2 + 3 2 4 + 3 5 4) ÷ 2 = 4 5 7 余り 1 → D が落札